

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 6 年 1 月 9 日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ（30kg 未満の小型魚）（以下、「小型魚」という。）

2. 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3. 対象となる海区及び採捕の種類

県南海区の定置漁業

4. 県南海区の定置漁業の小型魚割当量に対する採捕の数量の率

（1 月 9 日までの暫定値）

77.0%

（	県南海区の小型魚採捕量	：	0.274 トン	）
	県南海区の小型魚割当量	：	0.356 トン	

5. 県南海区の定置漁業の小型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過（令和 6 年 1 月 9 日集計時点）